

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No.10
(1)	(4)	(2)	(3)	(4)	(5)	(2)	(3)	(5)	(3)

1 受益権

正解 (1)

- (1) 正しい。 請願権の主体に制限はなく（憲法16条）、成年者に限らず、未成年者も請願権を有する。また、自然人に限らず、法人も請願権を有する。
- (2) 誤り。 請願権は、その行使の相手方である機関に、請願を受理し誠実に処理する義務を負わせるにとどまり、その機関は、請願内容に応じた措置をとるべき義務を負うわけではない。
- (3) 誤り。 憲法17条の規定を受けた国家賠償法は、外国人が被害者である場合について、その外国人の本国で、日本国民の被害に対する賠償責任が認められているとき（相互保証）に限り、国家賠償請求権を有するものとしている（国家賠償法6条）。
- (4) 誤り。 刑事補償請求権は、無罪の裁判を受けたときに認められるものであり（憲法40条）、不起訴になったときには認められない。
- (5) 誤り。 刑事補償の対象となる「無罪の裁判」（憲法40条）とは、刑事訴訟法上の手続における無罪の確定裁判をいう。少年法上の不処分決定（少年法23条2項）は刑事補償の対象とはならない（最決平3・3・29）。

2 国会議員の地位

正解 (4)

- (1) 正しい。 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されない（憲法50条）。そして、法律の定める場合とは、院外における現行犯の場合と議員の所属する議院の許諾がある場合である（国会法33条）。
- (2) 正しい。 不逮捕特権（憲法50条）にいう「逮捕」とは、広く公権力によって身体を拘束することを意味し、刑訴法の逮捕・勾引・勾留だけでなく、警職法の保護措置等の行政的拘束も含まれる。
- (3) 正しい。 国会議員の免責特権（憲法51条）の趣旨は、国会議員の職務執行の自由を保障することにあるので、免責特権の対象は、議院で行った演説、討論又は表決に限られず、国会議員がその職務上行った言論活動に付随する行為も含まれる。
- (4) 誤り。 免責特権の主体は、あくまでも国会議員であり、国会議員が国務大臣等、他の資格を併せ持つ場合、国会議員の資格で行った言論活動について免責特権は保障されるが、国務大臣等、他の資格で行った演説等には免責特権は及ばない。

- (5) 正しい。 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける（憲法49条）。歳費は、議員の勤務に対する報酬としての性質を有し、1年を基準に一定額を支給するものである。

### 3 地方公共団体

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（地方自治法1条の3第1項）。地方公共団体は、普通地方公共団体と特別地方公共団体の2つに区分され、東京都の特別区は、特別地方公共団体に属する（地方自治法1条の3第3項、281条1項）。
- (2) 誤り。 普通地方公共団体の住民には、直接請求権として普通地方公共団体の議会の解散請求が認められているが（地方自治法13条1項）、その請求には、選挙権を有する者の総数の3分の1以上の者の連署が必要であり（地方自治法76条1項）、住民が単独で行うことはできない。
- (3) 正しい。 議事機関としての議会の議員と執行機関としての長は、いずれもその地方公共団体の住民の直接選挙によって選ばれ（地方自治法18条）、議会と長は対等の関係に立って権限を分担し、住民に対して直接責任を負うものとされている。
- (4) 正しい。 条例は、地方公共団体の議会が民主過程を経て制定するものであるから、その制定について、個別の法律による委任は不要である（地方自治法14条1項）。
- (5) 正しい。 普通地方公共団体の長は、規則の中で、規則に違反した者に対して5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方自治法15条2項）。なお、過料とは、行政上の秩序罰である。

### 4 警職法3条の「保護」

正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。警職法3条1項の「応急」とは、直ちに救護しなければ本人が危険な状況にあることを意味する。また、「救護」は、本人を救い、その者の生命、身体、財産を保護することを意味する。
- (2) 正しい。 精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、かつ、応急の救護を要する状態にある場合、本人が明示的に保護を拒否したときでも、強制的に保護することができる（警職法3条1項1号）。
- (3) 誤り。 迷い子、病人、負傷者等で適当な保護を伴わず、応急の救護を要すると認められる者の保護は、本人が明示的に保護を拒絶した場合は、強制的に保護することはできない（警職法3条1項2号）。
- (4) 正しい。 保護を実施した場合には、警察官はできるだけ速やかに、その者の家族、知人、その他の関係者に通知し、その者の引取方について必要な手配をし

なければならない。また、責任ある家族、知人等が見つからないときは、速やかに適当な公の機関等に引き継がなければならない（警職法3条2項）。

- (5) 正しい。 警職法3条1項の保護は、保護に着手してから24時間を超えてはならないが、引き続き保護する必要がある、簡易裁判所の裁判官の許可状を得た場合は、保護に着手した日から起算して5日間を限度として、保護を継続することができる（警職法3条3項、4項）。

## 5 犯罪の区分

正解（4）

- (1) 正しい。 結果犯とは、犯罪成立の要件として、行為のほかに法益侵害又はその危険という結果の発生を必要とするものをいう。殺人罪（刑法199条）は、人の死亡という結果の発生を必要とするので、結果犯に当たる。
- (2) 正しい。 形式犯とは、犯罪が成立するために、法益侵害の抽象的危険すら必要なく、形式的に法規に違反するだけで成立するものをいう。道交法上の運転免許証不携帯罪（道路交通法121条1項10号・95条1項）が形式犯に当たる。
- (3) 正しい。 即成犯とは、一定の法益侵害及び危険の発生によってただちに犯罪が完成し、同時に法益侵害状態も終了するものをいう。放火罪（刑法108条等）や殺人罪（刑法199条）などが即成犯に当たる。
- (4) 誤り。 状態犯とは、結果の発生によって法益侵害が生じ、犯罪も既遂になり、それ以後に行為者が関与することによって、法益侵害の状態が継続しても、それは犯罪事実とは認められないものをいう。枝文は、「継続犯」の説明であり、監禁罪（刑法220条）は継続犯に当たる。
- (5) 正しい。 目的犯とは、犯罪の主観的成立要件として、故意のほかに目的を必要とするものをいう。通貨偽造罪（刑法148条1項）は、「行使の目的」で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造する犯罪であり、目的犯に当たる。

## 6 逃走の罪

正解（5）

- (1) 誤り。 逮捕状により逮捕された者や現行犯人として逮捕された者は、裁判の確定前に勾留状の執行により被疑者又は被告人として拘禁されている者に当たらず、単純逃走罪の主体である「未決の者」（刑法97条）に含まれない。
- (2) 誤り。 留置施設内に勾留されている被疑者が、施設の独房から脱出したとしても、施設の構内にいる間は、未だ看守者の実力支配内にあるといえるので、逃走罪は未遂にとどまる。
- (3) 誤り。 勾留状により拘禁されている者は、加重逃走罪の主体である「勾引状の執行を受けた者」（刑法98条）に当たる。
- (4) 誤り。 加重逃走罪における「損壊」（刑法98条）とは、例えば、刑事施設の窓枠をのこぎりで切断するなどの物理的損壊を意味する。物理的に損壊せずに

手錠をはずす行為は、加重逃走罪の「損壊」に当たらない。

- (5) 正しい。 逮捕された者を逃走させる目的で逮捕者に暴行を加えた場合、暴行罪（刑法208条1項）より重い逃走援助暴行罪（刑法100条2項）が成立する。

## 7 詐欺罪

正解（2）

- (1) 誤り。 窃盗罪（刑法235条）の場合と異なり、不動産は1項詐欺罪（刑法246条1項）の客体である「財物」に含まれる。
- (2) 正しい。 買物客は、店員から釣銭を受け取った時点で、釣銭が多いことに気づいた場合、信義則上、釣銭が多いことを店員に告知する義務を負っている。買物客がこの告知義務に違反して、釣銭を受け取ったときには、不作為による欺き行為によって財物を取得したことになり、詐欺罪（刑法246条1項）が成立する。
- (3) 誤り。 放火による保険金詐欺において、保険金を騙し取る目的で、保険に付されている建造物を放火しただけでは、人に対する欺き行為は認められないから、それだけで実行の着手があったとはいえない。保険会社に対して保険金の支払請求をした時点で、初めて詐欺の実行の着手が認められる。
- (4) 誤り。 欺き行為によって、相手方を騙して財物を交付させることは、交付そのものが財産的損害にほかならないから、たとえ財物の交付を受けた行為者が、相当な対価を支払ったとしても、詐欺罪（刑法246条1項）が成立する（最決昭34・9・28）。
- (5) 誤り。 1個の欺き行為によって、同一人から数回にわたって財物をだまし取った場合は、詐欺罪（刑法246条1項）の包括一罪となる。包括一罪とは、外形的に複数の刑罰法規の構成要件に該当するようにみえるが、全体を一罪として処理すれば足りるものをいう。なお、観念的競合とは、本来は数罪であるが、刑を科する上で一罪として扱われ、その最も重い刑により処断されるものをいう（刑法54条1項前段）。

## 8 被疑者の勾留

正解（3）

- (1) 正しい。 勾留における犯罪の嫌疑は「相当な理由」（刑訴法207条1項・60条1項）を必要としているが、勾留は、先行する逮捕手続に比べて長期の身体の拘束を伴うものであるから、刑訴法199条1項にいう通常逮捕における「相当な理由」よりも高度なものが求められる。
- (2) 正しい。 勾留請求は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のほか、①定まった住所を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれかの要件を満たせば、可能である（刑訴法207条1項・60条1項）。
- (3) 誤り。 勾留請求権を有する者は、検察官に限定されており（刑訴法204条1項、

205条1項)、司法警察員は勾留請求権を有しない。

- (4) 正しい。 被疑者の勾留期間は、勾留を請求した日から10日間であり（刑訴法208条1項）、勾留状が発付された日から10日間ではない。
- (5) 正しい。 身柄拘束に先立って、被疑者をいきなり勾留することは許されず、被疑者を勾留するためには、原則として適法な逮捕手続が先行していなければならない。これを逮捕前置主義という。

#### 9 令状による捜索・差押え

正解 (5)

- (1) 正しい。 捜索差押許可状請求書には、被疑者の氏名を記載しなければならないが（刑訴法219条1項、刑訴規則155条1項3号）、必ずしも被疑者が判明している必要はない。被疑者が判明していないときは、請求書の被疑者の氏名欄には、「不詳」と記載しておけば足りる（刑訴規則155条3項）。
- (2) 正しい。 裁判所が行う捜索・差押えについては、被告人、弁護人の立会権が認められているが（刑訴法113条1項）、この規定は、捜査機関が行う捜索・差押えには準用されていない。したがって、被疑者、弁護人には立会権はないので、捜査機関は立会の要求に応じる法律上の義務はない。
- (3) 正しい。 裁判官の令状審査は、許可状記載の「差し押さえるべき物」（刑訴法219条1項）についてのみ及ぶので、それ以外の証拠物を発見したとしても、その許可状の効力として差し押さえることはできない。
- (4) 正しい。 同一事件について、単一の管理権が及ぶ範囲内の場所において、同一の機会に捜索・差押えを実施する場合は、1通の捜索差押許可状で行うことができるとされている（最判昭27・3・19）。
- (5) 誤り。 捜索差押許可状に夜間執行ができる旨の記載がない場合は、原則として、日没後にその処分を継続することはできないが（刑訴法222条3項・116条1項）。しかし、日没前にすでに捜索・差押えに着手していたときは、日没後も、その処分を継続することができる（刑訴法222条3項・116条2項）。

#### 10 鑑定

正解 (3)

- (1) 正しい。 鑑定とは、特別の知識・経験を有する者が、専らその知識・経験によってのみ知り得る法則及びその法則を適用して得た意見・判断をいい、鑑定を行い得るのは、特別の知識・経験を有する者に限られている。
- (2) 正しい。 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、特別の知識・経験を有する者に鑑定を嘱託することができる（刑訴法223条1項）。
- (3) 誤り。 鑑定嘱託はあくまで任意処分であるから、嘱託された者は鑑定を拒否することができる。また、出頭要求を受けた場合は、これを拒否することができる。

(刑訴法223条2項・198条1項ただし書)。

- (4) 正しい。 鑑定受託者は、鑑定を行う場合に、自己の監督の下に補助者を用いることが可能である(大判昭12・6・5)ので、鑑定に必要な処分のうち、特別な専門知識や技術を必要としない事項の処分については、鑑定受託者の補助者として、捜査員にこれを行わせることができる。
- (5) 正しい。 鑑定受託者は、鑑定を行うに際して必要がある場合は、鑑定処分許可状の発付を得て、人の住居に立ち入るなどの処分をすることができる(刑訴法225条1項・168条1項)。